

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市生活交通確保対策運行費
補助の区分	団体運営補助 事業補助(協調事業補助)
補助の概要	地域住民の交通手段を確保するため、バス路線の運行に要する経費に対し補助金を交付する。
補助事業者	道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者
補助対象経費	補助対象運行系統の経常欠損額の実績の額
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	補助対象運行系統の経常欠損額の実績
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等	10/10を上限とする赤字補填
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
	廃止された乗合バス路線における公共交通を維持するため、佐渡市が運行欠損額を補助することで路線を維持しているため。
数値目標等	A 数値化
※数値目標の設定検証	廃止された乗合バス路線における公共交通の確保のため、佐渡市が運行欠損額を補助することにより路線維持をしている(平成28年度運行実績として17路線41系統(一般乗合路線1路3系統、廃止大体路線16路線38系統の維持)
	○目標に対する費用対効果(計算式)
	算出不可
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	生活交通確保対策計画策定時に総合的に判断する。
補助制度開始	平成21年11月24日
見直し時期	平成32年9月30日
補助終期	平成33年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) 佐渡市内での該当事業者は新潟交通佐渡株式会社のみ
事業担当 (担当部署)	交通政策課 交通対策係
(電話番号)	0259-63-3184